

厚生労働省  
広島労働局発表  
令和6年8月30日

広島労働局労働基準部賃金室  
室長 檀上昌浩  
賃金指導官 栗林隆幸  
(電話) 082(221)9244

報道機関各位

## 広島県最低賃金が1,020円(時間額)に

～ 令和6年10月1日発効 ～

広島労働局長(小沼宏治)は、広島県最低賃金を時間額1,020円に改正することを決定し、本日、官報に公示しました。

これは、公益、労働者及び使用者を代表する委員で構成された広島地方最低賃金審議会の答申を受けて決定したものです。

この決定により、最低賃金は50円引き上げられ、令和6年10月1日から広島県内の労働者約117万人に適用されることとなります。

政府は、賃金引き上げに向けた下記のような支援策を設けており、広島労働局では、今後、各種支援策を重点的に周知してまいります。

また、助成金、賃金引上げに関する規定や環境の整備については、『広島働き方改革推進支援センター』が支援いたしますので、積極的にご活用ください。

### 【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額	改正なし	899円	930円	970円	1020円
引上げ額		28円	31円	40円	50円
引上げ率		3.21%	3.45%	4.30%	5.15%

### 賃金引上げに向けた支援策等

#### 「業務改善助成金」

中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組  
問い合わせ先：広島労働局雇用環境・均等室(082-221-9247)

#### 「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げ

#### 「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」

年収の壁対策

問い合わせ先：広島労働局職業安定部職業対策課(082-502-7832)

広島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-610-494)

その他の最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策



- \* 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。